

# 白河市行政改革プラン

(平成29年度～平成31年度)



平成29年1月  
白 河 市



# 目 次

I	策定の趣旨	1
II	行政改革の理念	2~3
	1 行政改革の目標	2
	2 行政改革の基本方針	3
III	行政改革の進行管理	4
	1 行政改革の推進期間	4
	2 行政改革の推進体制	4
	3 行政改革の進捗状況の公表等	4
	〈行政改革の体系図〉	5
IV	重点推進施策	6~19
	施策 1	7~11
	施策 2	12~14
	施策 3	15~16
	施策 4	17~19
	用語解説	20

## I 策定の趣旨

本市は、平成19年度に開始した第1次行政改革に引き続き、平成24年3月に第2次行政改革の基本方針となる「白河市第2次行政改革大綱」（※1）を、また、同年6月には行政改革の具体的な取り組みを示した「白河市第2次行政改革実施計画」をそれぞれ策定し、行政改革を推進してきました。

これにより、事務事業の見直しや職員定数の適正な管理、民間委託の推進等による歳出の抑制が図られ、さらに、市税等の収納対策強化や公有財産の有効活用等による歳入の確保に取り組んできた結果、経常収支比率（※2）や実質公債比率（※3）等の各種財政指標が改善されました。

また、積極的な権限移譲（※4）の受け入れに加え、職員の資質向上や意識改革などを通じ、地方分権（※5）による分権型社会に対応した効率的・効果的な行政運営と組織機構の構築による行政サービスの維持・向上に努めてきました。

しかしながら、東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故は、本市を取り巻く環境に甚大な影響をもたらしました。震災から5年あまりが経過し、現在では、インフラ整備など、ほぼ震災前の状態に戻ることができたものの、いまだ原子力災害に端を発する風評被害等の様々な諸問題が山積しています。加えて、全国的な課題である少子高齢化に伴う人口減少問題も浮き彫りとなってきており、これに的確に対応し、持続可能な地域社会を創造していかなければなりません。

一方、財政面においても、少子高齢化社会の進展に伴う社会保障費の増加や公共施設の老朽化による維持管理費等の増加に加え、合併算定替期間（※6）終了に伴う普通交付税（※7）の段階的な減少に直面しています。

こうしたことを踏まえ、今後とも財政の健全化に努めながら、市総合計画に位置付けた事業の着実な推進や喫緊の課題に対して、行政資源の重点的、効率的な配分を行うため、更なる行政改革を推進する必要があります。

なお、行政改革は常に取り組むべき重要課題であり、全職員が改革の意識を自覚・共有することが求められます。

このことから、第2次行政改革の考え方を踏襲しつつ、これまでの取り組みによる成果や本市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、29年度から引き続き行政改革を推進するため、「白河市行政改革プラン」を策定するものです。

## Ⅱ 行政改革の理念

### 1 行政改革の目標

次の4つの視点から行政改革を推進することにより、「将来にわたり持続可能な自治体経営の実現」を目指します。

#### 【視点】

##### (1) 市民満足度の向上

市民の需要やニーズの変化に基づき、目的意識を持って迅速かつ的確にサービスを提供することで市民満足度の向上を図る行政運営を推進します。

##### (2) 市民協働の推進

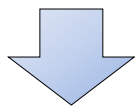
市政をはじめ、企業や民間団体等の積極的な市政への参加を通じた適正なサービスの提供など、行政と市民等との適切な役割分担及び相互連携による行政運営を推進します。

##### (3) 公正の確保と透明性の向上

行政活動について積極的に市民に情報を提供し、公正の確保及び透明性の向上を図ることで、市民に分かりやすく信頼される行政運営を推進します。

##### (4) 行政資源の有効活用と適正配分

職員が柔軟な発想とコスト意識を持ち、公共施設の有効活用や重点的な財源の配分による予算編成と効果的な執行等、中長期的な視点に立って、行政資源を有効に活用し、適正配分する行政運営を推進します。



#### 【目標】

将来にわたり持続可能な自治体経営の実現

## 2 行政改革の基本方針

行政改革の目標を達成するため、4つの視点を踏まえて、次のとおり基本方針を定めます。

また、基本方針に基づく4つの重点推進施策及び重点取組項目を定め、行政改革の推進を図ります。

### 【基本方針】

#### 1 効率的・効果的な行政経営の推進

最少の経費で最大の効果を挙げるため、PDCA（※8）のマネジメントサイクルによる事業の選択と集中及び資源の適正配分を図るとともに、公共施設の効率的な管理運営や民間活力の導入など、効率的・効果的な行政経営を推進します。

また、業務改善を推進し、経費の節減等の歳出の見直しを図るとともに、受益者負担の適正化や市有財産の有効活用など、自主財源をより安定的に確保するための取り組みを行います。

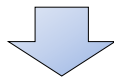
さらに、多様な行政需要や行政課題に迅速かつ的確に対応していくために簡素で効果的な組織機構を整備するとともに、地方分権の進展や国の制度改革の動向などを考慮しながら、適正な定員及び給与の管理等に努めます。

#### 2 質の高い行政サービスの推進

市民生活に関連の深い窓口サービスの向上やサービス水準の向上に取り組むなど、質の高い行政サービスを提供します。

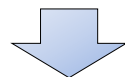
また、市政に関する情報を市民に分かりやすく発信し、情報の共有化を図るとともに、市民参画の拡充や市民意見の反映に努めながら、市民と行政の連携・協働の取り組みを推進します。

さらに、職員一人ひとりが意識や行動を改善することをはじめ、使命感を持ち社会情勢の変化に柔軟に対応し、課題に積極的に挑戦する組織風土づくりを推進するため、職員の資質向上を図るとともに、職員のやる気を促し意欲を高めるなど、職員の意識改革に努めます。



### 【重点推進施策】

- 1 簡素で効果的な行政体制づくり
- 2 中長期的な財政の健全化
- 3 事務事業の重点・効率化
- 4 公共施設の効率的な管理運営



### 【重点取組項目】

重点的に取組むべき22の取組項目を設定

## **Ⅲ 行政改革の進行管理**

### **1 行政改革の推進期間**

行政改革プランの推進期間は、平成29年度を初年度とし、平成31年度までの3年間とします。

### **2 行政改革の推進体制**

行政改革を推進するに当たっては、市長のリーダーシップの下に、全職員が改革意欲を共有するとともに、市民の意見を反映しながら、市民と行政とが協力・協働して取り組むことが重要であり、次の推進体制により行政改革を推進します。

#### **(1)行政改革推進本部**

行政改革の取り組みを着実に推進するために、市長を本部長とする白河市行政改革推進本部が中心となって進行管理を行います。

#### **(2)行政改革推進委員会**

行政改革の推進状況について、市民代表からなる白河市行政改革推進委員会を組織し、多面的な観点から意見を求めます。

### **3 行政改革の進捗状況の公表等**

行政改革プランの進捗状況や成果等について、広報紙、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表します。

# 〈行政改革の体系図〉

## 【目標】

将来にわたり持続可能な自治体経営の実現



## 【基本方針】

「効率的・効果的な行政経営の推進」・「質の高い行政サービスの推進」

## 【重点推進施策】

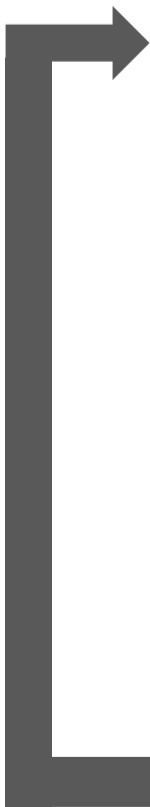
- 1 簡素で効果的な行政体制づくり
- 2 中長期的な財政の健全化
- 3 事務事業の重点・効率化
- 4 公共施設の効率的な管理運営

## 【重点取組項目】

- 1 附属機関等の見直し
- 2 適正な給与・報酬管理の推進
- 3 人事評価制度の推進
- 4 附属機関等への公募委員・女性委員の積極的な登用
- 5 組織機構の見直し
- 6 職員研修の実施
- 7 広報白河の充実
- 8 広聴手段の充実
- 9 NPO団体等の育成・連携
- 10 市民に分かりやすい財政情報の公表
- 11 公有財産の有効活用による財源の確保
- 12 時間外勤務の縮減
- 13 市税等その他各種収納対策の強化
- 14 各種補助金の見直し
- 15 行政評価制度の推進
- 16 権限移譲の推進
- 17 各種団体等の事務局業務の見直し
- 18 公用借地の借上料の適正化
- 19 公共施設のあり方検討
- 20 各種施設の使用料の適正化
- 21 公有財産台帳の整備
- 22 指定管理者制度及び民間委託の推進

## 【視点】

- 1 市民満足度の向上
- 2 市民協働の推進
- 3 公正の確保と透明性の向上
- 4 行政資源の有効活用と適正配分





# 重点推進施策

施策1 簡素で効果的な行政体制づくり

施策2 中長期的な財政の健全化

施策3 事務事業の重点・効率化

施策4 公共施設の効率的な管理運営

## 施策1

# 簡素で効果的な行政体制づくり

### 【方針】

複雑・多様化する市民ニーズや新しい行政課題に的確かつ迅速に対応していくため、効率的な組織機構を目指し、常に見直しを行い、柔軟で機動的に業務を執行できる体制づくりに努めます。

また、限られた行政資源を効果的に配分するためには、人件費など内部管理経費の縮減が重要であることから、地方分権の進展等の状況を踏まえつつ、職員数の抑制を基調とした定員管理に努めます。

さらに、職員給与については、国の制度改革の動向、他の市町村や民間事業従事者との均衡などを考慮しながら、適正な給与水準の維持に努めます。

また、市民と行政が共通認識をもって相互の連携を図り、対等なパートナーとして、共に地域課題を解決する市政を実現するため、より一層の市民参画及び市民との協働の推進に努めます。

### ◇現状と課題

■「白河市附属機関等の設置及び運営に関する指針」（※9）に基づく「附属機関等設置（委員選任）手続チェックシート」を活用し、総務課長への合議を行っています。

また、付属機関に関する実態調査を実施しています。

■「定員管理計画」に基づき、定員管理を行っています。


■職員の給与については、地方公務員法の定めに従い、国及び他の地方公共団体並びに民間事業従事者の給与等を考慮し、福島県人事委員会勧告に準拠しながら適正な給与水準の維持に努めており、その状況は、広報紙とホームページで毎年公表しています。


議員報酬月額、市長等の給料月額、政務調査費および行政委員会委員等の報酬については、市民代表からなる審議会を2年に1度開催し検証しています。


■人材育成基本方針を基本とした新たな人事評価制度を構築し、平成22年10月から運用しています。

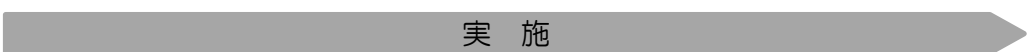
また、制度説明会や外部講師による評価者研修会を通じ、評価技法の向上と評価レベルの均一化に努めています。

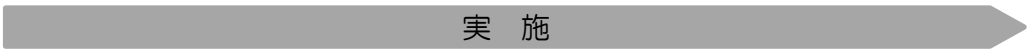
### ◇重点取組項目


項目番号	1	取組項目	附属機関等の見直し
担当課	総務課	連携課	全庁共通
現状	「白河市附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づく「附属機関等設置（委員選任）手続チェックシート」を活用し、総務課長への合議を行っている。 また、毎年11月1日を基準日として実態調査を実施している。		
改革の方向性	各所管部署に対して「白河市附属機関等の設置及び運営に関する指針」の周知徹底を図り、「附属機関等設置（委員選任）手続チェックシート」の活用を促進するとともに、実態調査の実施により、役割を終えた附属機関等の廃止を含めた改善等の働き掛けを行う。		
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度
			
目標	附属機関等の廃止統合を実施することで、効率的な事務執行を図る。		

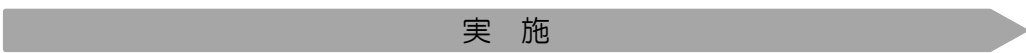
項目番号	2	取組項目	適正な給与・報酬管理の推進	
担当課	総務課	連携課		
現状	<p>地方公務員法の定めに従い、国及び他の地方公共団体並びに民間事業従事者の給与等を考慮し、福島県人事委員会勧告に準拠しながら適正な給与水準の維持に努めており、その状況は、広報紙とホームページで毎年公表している。</p> <p>議員報酬月額、市長等の給料月額、政務調査費および行政委員会委員等の報酬については、市民代表からなる審議会を2年に1度開催し検証している。</p>			
改革の方向性	現在の取り組みを継続する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	 実 施			
目標	給与及び報酬を常に法の趣旨に則したものとするとともに、公表や市民代表者による審議を通じて透明性を高める。			


項目番号	3	取組項目	人事評価制度の推進	
担当課	総務課	連携課		
現状	<p>人材育成基本方針と連動した新たな人事評価制度を構築し、平成22年10月から運用している。</p> <p>制度説明会や外部講師による評価者研修会を通じ、評価技法の向上と評価レベルの均一化に努めている</p>			
改革の方向性	<p>評価レベルの均一化は、継続して取り組むべき課題であり、評価者研修会を毎年開催し、評価者の評価能力を向上させる。</p> <p>また、制度上の問題が生じた場合は、その都度必要な改善を加える。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	 実 施			
目標	<p>人事評価制度を活用することにより、職員が職務遂行過程で発揮した行動、能力等を的確に把握、評価して、適材適所の人事配置や任用等を実現し、業務遂行意欲の向上を図る。</p> <p>また、評価結果に基づく適切な指導、助言により、職員の意識改革と人材育成を図る。</p>			


項目番号	4	取組項目	附属機関等への公募委員・女性委員の積極的な登用	
担当課	総務課	連携課	関係各課	
現状	平成28年4月1日現在、公募委員登用率0.82%、女性委員登用率28.98%となっている。			
改革の方向性	広く市民等からの意見を市政に反映するため、附属機関等における公募枠の拡大を図るとともに、男女共同参画の観点から女性委員の参加を促進する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	 実 施			
目標	毎年度、公募委員登用率20%以上、女性委員登用率30%以上を目指す。			

項目番号	5	取組項目	組織機構の見直し	
担当課	総務課	連携課		
現状	平成28年4月現在、本庁舎は7部3室30課体制、各庁舎は2課体制となっている。			
改革の方向性	①市民から分かりやすい組織の整備、②行政需要に適切に対応できる体制づくり、③簡素で効率的な組織機構の構築、以上3つを基本とし、継続的に組織機構の見直しを行う。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	 実 施			
目標	時代の変化に的確に対応した見直しを行い、効果的に業務を執行できる組織の構築を進めることにより、新たな行政需要などに適切・迅速に対応する。			

項目番号	6	取組項目	職員研修の実施	
担当課	総務課	連携課		
現状	<p>地域の様々な行政課題に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するため、多様な研修機会を創出する。</p> <p>【ふくしま自治研修センターにおける研修の実施】 財団法人ふくしま自治研修センターが策定したカリキュラムにより、経験年数及び職に応じた研修並びに選択研修を受講している。</p> <p>【市主催の研修実施】 自発的グループによる先進事例調査研究を促すための行政課題研修、サービス市の財政状況、重要施策等について認識を深める新採用職員研修、さらに接遇、公務員倫理、業務改善等定期的な研修を実施している。</p> <p>【専門研修機関における研修の実施】 自治大学校をはじめとした公的専門研修機関や民間の研修期間、また関係団体が主催する研修会に職員を派遣し、高度な知識の習得と能力開発に努めている。</p>			
改革の方向性	現在の取組みを強化しながら必要に応じて新たな手法を取り入れ、職員の更なる能力開発と人材育成に努めていく。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	社会経済情勢の変化に適確に対応し、市民ニーズに応えられる職員を育成する。また、公務能率を向上させ、人件費を抑制しながら行政サービスを維持・向上させる。			

項目番号	7	取組項目	広報白河の充実	
担当課	秘書広報課	連携課		
現状	<p>広報紙の見やすさ、分かりやすさを市民目線で追求するとともに、新しい企画を盛り込み市政に対する理解を深めていただくような紙面構成をしている。</p>			
改革の方向性	より市民に見やすい、分かりやすい「広報白河」となるよう、デザインや見せ方を工夫するとともに、特集記事の内容充実や震災関連の継続的な特集を図るなど、引き続き、紙面の見直しを行う。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	タイムリーな市政情報の掲載と見やすく分かりやすい紙面にすることにより、魅力ある広報紙を目指す。			

項目番号	8	取組項目	広聴手段の充実	
担当課	秘書広報課	連携課	企画政策課	
現状	市長への手紙や市政懇談会、市民満足度調査などのアンケート調査により、市民ニーズの把握に努める。			
改革の方向性	市民の声を市長が直接伺う機会を設けるため、市政懇談会を開催する。また、市長への手紙など、既存の広聴機能の充実を図るとともに、新たな広聴手段の導入について検討する。さらに、「しらかわ大使」から市政に関して先駆的なアドバイスを等を得るため、テーマを設けて会議を開催する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	従来の広聴の方法に加え、各部所管の事業、新たに策定する計画など市の政策についての情報の提供を積極的に行う。			

項目番号	9	取組項目	NPO団体等の育成・連携	
担当課	生活環境課	連携課		
現状	NPO法人の認証事務が権限移譲されるまでは、設立や変更などの認証が県の事務であったため、市とNPO法人との接触が少ない状況であった。権限移譲後にNPO法人と行政との意見交換会を実施するなど、徐々にではあるが接触の機会が増え、市民協働における連携がとれてきたところである。なお、平成28年3月現在15団体が認証を受けている。			
改革の方向性	権限移譲により、事務の主体が県から市に変更となったため、NPO法人との関係がより密接なものとなってきている。 今後も引き続き、NPO法人等との意見交換会を行うほか、情報の共有や各種団体の育成、協働について検討・協議を行うこととする。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	NPO法人との交流を図るとともに、NPO法人の設立に向けた団体の相談に応じる。また、市民協働における連携をさらに強化する。			

## 施策2 中長期的な財政の健全化

### 【方針】

実質公債費比率など、主な財政指標は改善傾向にあるものの、将来に向けて持続可能な行財政基盤を確立していくため、中長期的な財政運営の指針を策定し、市債残高の着実な低減を図るなど、更なる財政の健全化に努めます。


また、人口減少や少子高齢化等の影響による税収の減少が予想される中、歳出の見直しと併せて、自主財源をより安定的に確保するため、市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化、市有財産の有効活用など、引き続き積極的な取り組みを行います。


### ◇現状と課題

- 合併直後の平成17年度決算において経常収支比率や実質公債費比率などの財政指標が基準値を上回ったことから、平成18年度に「市町村財政計画」及び「公債費負担適正化計画」を策定し、財政健全化に向けて本格的な取り組みを始めました。その後、財政指標は改善傾向に向かい、平成27年度決算においては、実質公債費比率（3ヶ年平均）が9.3%となり、「財政計画」、「公債費負担適正化計画」のいずれも策定要件である18%を下回っています。
- 地方自治法第243条の3第1項及び白河市財政状況の公表に関する条例の定めるところにより、以下のとおり財政状況を公開しています。
  - ・ 広報白河6月1日号 … 「当初予算」の概要を公表
  - ・ 広報白河12月1日号 … 「財政状況」「決算状況」を公表
  - ・ ホームページ … 「当初予算」「財政状況」「決算状況」「財政計画」等
- 市税等の収納については、自主納付、納期内納付の促進や口座振替制度の利用勧奨を行い、収納率の向上を図っています。一方、新たな滞納の防止としては催告書の発送、納税相談窓口の開設などを行うほか、財産調査等や差押を強化し市民負担の公平性を保つ対策を講じてきましたが、更なる収納率の向上に向けた新たな対策の検討が必要となっています。


### ◇重点取組項目


項目番号	10	取組項目	市民に分かりやすい財政情報の公表	
担当課	財政課	連携課	秘書広報課	
現状	地方自治法第243条の3第1項及び白河市財政状況の公表に関する条例の定めるところにより、以下のとおり財政状況を公開している。 ・ 広報白河6月1日号 … 「当初予算」の概要を公表 ・ 広報白河12月1日号 … 「財政状況」「決算状況」を公表 ・ ホームページ … 「当初予算」「財政状況」「決算状況」「財政計画」等を随時公表			
改革の方向性	予算、決算、財政指標等について、より市民にわかりやすく公表できるよう表現やグラフなどを工夫しながら、広報紙やホームページを活用し、市民への周知を図る。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	実施			
目標	積極的な情報開示と市民に分かりやすい表現に努めることにより、説明責任と財政運営の透明性を図る。			

項目番号	11	取組項目	公有財産の有効活用による財源の確保	
担当課	財政課	連携課	関係各課	
現状	継続的に公募による貸付けや売払いを行っているが、個別物件の条件が不利である等の課題を抱えているケースが多く、なかなか売却が進まない。			
改革の方向性	未利用財産利活用基本方針に基づき、公有財産活用検討委員会を継続開催し、個別物件の有効活用について全庁的に検討することにより、未利用財産の有効活用を推進する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	個別物件の条件等を踏まえた上で、きめ細やかに土地利用ニーズの掘り起こしを行い、適正価格による売却・貸付けに結び付け、自主財源の確保を図る。			

項目番号	12	取組項目	時間外勤務の縮減	
担当課	総務課	連携課	全庁共通	
現状	平成23年3月11日発生の大震災以降、通常業務に加え震災や原発関係業務の対応により、時間外勤務の総時間数は極端に増加し、5年を経過した現在も引き続き高止まりした状態となっている。そのため、事前勤務命令手続を徹底するとともに、ノー残業デー（毎週水曜日）の勤務終了時刻に庁内放送を行い、退庁を促す取り組みを実施している。			
改革の方向性	これまでの取組を継続することにより、時間外勤務の縮減を図る。また、ノー残業デーについては、月に一度強化日を設定し、職員への意識付けを強化するとともに、時差出勤制度を有効に活用し、時間外勤務の縮減と合わせて、職員の心身の健康増進を図る。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	時間外勤務を縮減することにより、職員の心身の健康増進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、総人件費の抑制を図る。			



項目番号	13	取組項目	市税等その他各種収納対策の強化	
担当課	税務課 建築住宅課 教育総務課 こども育成課	連携課	高齢福祉課・国保年金課 (市税等収納関係)	
現状	<p>市税等の自主納付、納期内納付の促進や口座振替制度の利用勧奨、コンビニエンスストアにおける納付機会の拡充を行い、収納率の向上を図っている。また、市営住宅家賃や奨学資金及び入学一時金貸付金、保育料についても、滞納者に対する督促状の発送や個別訪問等により収納率の向上を図っている。</p> <p>しかしながら、現在の収納対策では収納率の向上に限界が生じているため、新たな対策の検討が必要である。</p>			
改革の方向性	<p>市税等については、自主財源の確保及び公平な市民負担の観点から、年度ごとに具体的な目標値を設定し、市税等の滞納を累積化させないよう早期処理に努めるとともに、納税指導、滞納処分など収納対策の更なる強化を図り、収納率の向上を図る。</p> <p>その他使用料等については、行政サービスの受益に対する負担の公平性を確保するため、収納対策を強化し、負担の適正化を図る。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	<p>【市税等】 市税全体の収納率については、平成29年度は93%、平成30年度までに93.5%を目指す。</p> <p>【市営住宅家賃】 平成26年度市営住宅使用料の徴収率90.12%を平成30年度決算ベースで2%以上の徴収率増を目指す。</p> <p>【奨学資金及び入学一時金貸付金】 返済滞納者については、所在不明の者が多数いることから平成28年度中に個別滞納者への接触を試み、返済義務を示唆する。また、現在の収入等の状況を考慮した上で新たな返済計画を立てさせ、返済率の向上を図る。</p> <p>【保育料】 現年分、滞納繰越分とも前々年度または前年度のいずれか高い方の収納率を上回るようにする。</p>			

項目番号	14	取組項目	各種補助金の見直し	
担当課	企画政策課	連携課	全庁共通	
現状	<p>新規補助金については、「白河市補助金交付基準」に基づき適正な執行を行うとともに既存補助金で要綱を定めていないものについては、要綱を定めるよう指導している。</p>			
改革の方向性	<p>市民ニーズの高度化、多様化等、社会経済情勢の変化に対応し、公平、公正かつ効果的な制度とするため、「白河市補助金交付基準」に基づき、事務事業評価や予算査定を通して見直しを継続する。</p>			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	<p>補助の必要性について、継続的に審査を行うとともに、常に見直しを前提とした評価を行い、必要がなくなった補助金については廃止し、経費削減を図る。</p>			

## 施策3

## 事務事業の重点・効率化

### 【方針】

予算や職員など、限られた行政資源を最大限活用する観点から、電子化・システム化により内部事務の簡素化を図るとともに、社会経済情勢などの変化を踏まえ、所期の目的に照らし効果の薄れてきた事業や、現行水準を維持することが困難な行政サービスなど、見直すべきものについては成果重視の視点から行政評価制度等を活用して見直しを進めます。

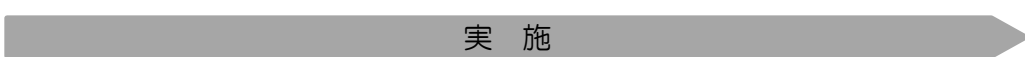
また、人口減少・少子高齢化の進行、学校施設をはじめとする社会基盤の老朽化による更新需要の増大等、中長期的な傾向を的確に把握しながら、組織の運営目標を設定し、PDCAのマネジメントサイクルによる事業の選択と集中に努めます。

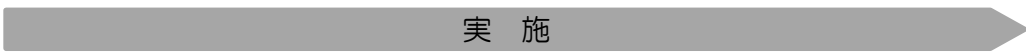
さらに、これまで進めてきた民間活力の導入を継続し、法適合性、行政責任の確保、市民サービスの向上、人件費をはじめとするコスト削減などの事項について検討しながら、今後も民間委託等の推進に努めます。


### ◇現状と課題

- 市民満足度を高めるため、限られた行政資源を有効に活用し、第二次総合計画に規定する施策に基づき、効率的で効果的なマネジメントサイクルの確立に向けた行政評価（※10）を行っています。
- 住民サービスの向上を図るため、県からの権限移譲を積極的に受け入れ、平成28年3月現在、県内最多となる553の事務を受け入れるなど、地方分権を推進しています。
- 本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とした白河市情報セキュリティポリシーを定めて運用しています。

### ◇重点取組項目

項目番号	15	取組項目	行政評価制度の推進	
担当課	企画政策課	連携課	財政課・総務課	
現状	第二次総合計画に規定する施策に基づき、効率的で効果的なマネジメントサイクルの確立に向けた行政評価を行っている。			
改革の方向性	第二次総合計画に基づく施策評価を実施し、評価結果を予算編成や事務事業の見直しに効果的に結びつけ、市政運営におけるPDCA〔政策立案（Plan）→事業執行（Do）→検証・評価（Check）→見直し、改善（Action）〕マネジメントサイクルの確立を図る。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	施策の検証と成果重視の行政への転換を図る。また、行政資源の有効活用を推進する。			

項目番号	16	取組項目	権限移譲の推進	
担当課	企画政策課	連携課	全庁共通	
現状	移譲された事務を通して行政能力が高められていくとの考えから、平成28年3月現在、553の事務を受け入れた。			
改革の方向性	担当課と協議の上、今後も積極的に受け入れていくものとする。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	権限移譲を通じ、職員の能力向上に寄与するとともに、申請先が、県から住民に身近な地方公共団体である市へ変更されることにより、申請者が要する交通費や移動時間などの負担軽減を図る。			

項目番号	17	取組項目	各種団体等の事務局業務の見直し	
担当課	企画政策課	連携課	全庁共通	
現状	平成19年度に作成した「各種団体等の事務を担当する場合の事務及び会計取扱について」に基づき、取扱いの厳格化を図っている。また、各種団体等事務局業務現況調査を適時実施し、各種事務局業務の見直しの進捗状況の把握に努めている。			
改革の方向性	これまで市が担ってきた事務局業務について、団体自らが事務局を担うことができるように自立を促進するため、必要な指導及び助言を行う。また、形骸化している団体や業務の似通った団体等については、積極的にその統廃合の働きかけを行う。さらに、これらの取り組みの進捗状況等について把握するための調査を実施する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	事務局業務を当該団体が行うことにより、職員の事務軽減につなげるとともに、団体が自ら行うことで行政と市民との役割分担を明確化し、連携を強化する。			

## 施策4

## 公共施設の効率的な管理運営

### 【方針】

新たな公共施設については、地域特性、財政状況等を総合的に勘案しながら整備していくことを基本とし、既存の公共施設については、現在及び将来の需要、老朽化の状況等を考慮し、そのあり方を検討するとともに、民間譲渡や用途変更による利活用に努めます。


また、より良いサービスを効果的・効率的に市民に提供するため、引き続き指定管理者制度の積極的な導入を進めるとともに、既に導入している施設については、その効果等を検証し見直しを進めます。


さらに、公共施設等に関する基本情報を集約しデータ化を図りながら、施設の管理運営コストの縮減など効率的な管理運営手法を検討します。


### ◇現状と課題

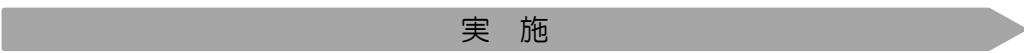
- 平成24年度に、道路や公園といった行政財産の借上げに関する統一的な規準を示す、「行政財産に係る土地の借上料の基本方針」を策定しました。
- 平成17年に4市村が合併したことにより市内における公共施設の総数が増加し、スポーツ施設など類似施設も多数存在しているため、合併によるスケールメリットが活かされていない状況があります。
- 設置目的が類似している公共施設における施設使用料の不均衡がありましたが、受益者負担の観点から施設ごとに適正な使用料に改定を行いました。
- 公共施設の維持管理については、指定管理者制度（※11）導入以降、平成28年4月現在で26施設において指定管理により民間に委託しています。今後も引き続き、民間で行った方が効率性や経済性が期待できる事務・事業については、指定管理や民間委託といった民間活力を活用していく必要があります。


### ◇重点取組項目

項目番号	18	取組項目	公用借地の借上料の適正化	
担当課	企画政策課	連携課	全庁共通	
現状	平成24年度に、道路や公園といった行政財産の借上げに関する統一的な規準を示す、「行政財産に係る土地の借上料の基本方針」を策定した。			
改革の方向性	「行政財産に係る土地の借上料の基本方針」に基づき、借上料の適正化を図るとともに、必要に応じて借地の買収を検討する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	検討 			
目標	基本方針に基づく統一的な対応をすることで、借上料の適正化を図る。			

項目番号	19	取組項目	公共施設のあり方検討	
担当課	財政課	連携課	全庁共通	
現状	合併により類似施設が増え、公共施設の総数も増えたため、合併によるスケールメリットが活かされていない。			
改革の方向性	既存の公共施設について、設置目的、利用状況、市民ニーズ等を踏まえ、そのあり方を検討する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	類似施設を統廃合することにより、維持管理経費が抑制される。			

項目番号	20	取組項目	各種施設の使用料の適正化	
担当課	企画政策課	連携課	全庁共通	
現状	平成21年1月に策定した「施設使用料算定基準書」に基づき関係施設の使用料の見直しについて検討したが、当時の経済情勢により市民生活に及ぼす影響等を考慮して実施していないが、類似施設においては使用料の統一化を行うなど、使用料の適正化に努めている。			
改革の方向性	受益者負担の観点から、「施設使用料算定基準書」に基づき、施設ごとに適正な使用料を算出し、併せて適正な減免措置を実施するよう指導していく。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
				
目標	適正な使用料の徴収と適正な減免措置を実施することで、歳入5%増を目指す。			

項目番号	21	取組項目	公有財産台帳の整備	
担当課	財政課	連携課	各庁舎地域振興課	
現状	紙の台帳で管理しているが、形状・面積等に錯誤が見受けられ、現状把握ができていない。			
改革の方向性	公有財産の有効活用及び財務書類の信頼性の確保を図る観点から、現在、各庁舎において紙台帳にて管理されている公有財産台帳について、資産に関する基本情報等を集約化しデータ整備を図るため、公有資産管理システムを導入する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	 実 施			
目標	公有財産管理システムの導入により、公有財産の有効活用を図る。			

項目番号	22	取組項目	指定管理者制度及び民間委託の推進	
担当課	総務課	連携課	全庁共通	
現状	平成28年4月現在、26施設において指定管理者制度を導入している。			
改革の方向性	「白河市指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、既導入施設については、指定管理者審査会において、その効果の検証等を行うとともに、検証結果等を踏まえた協定内容の見直しを実施し、より適正、効果的な制度の推進を図る。また、効果的、効率的な管理運営と利用者の満足度の向上を図る観点から、新たな導入施設について引き続き検討する。			
年次計画	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	 検 討・実 施			
目標	指定期間が満了する施設については、指定管理者制度導入の効果を検証し、経費削減とサービス向上が図れるよう適切な指定管理者の選定を図る。 また、指定管理者制度を導入することで、効果が得られる施設については、積極的に導入を図る。			

## 用語解説

ぎょうせいいかくたいこう

### (※1) 行政改革大綱

地方公共団体が実行すべき行政改革の方針をまとめたもの。

例：事務事業の見直し、定員管理、給与の適正化、効率的な行政運営など

けいじょうしゅうしひりつ

### (※2) 経常収支比率

必ず入るお金（税金など）が、必ず払わなければならないお金（議員や職員等の給料、生活保護費や障がい者福祉費、借入金の返済費など）にいくら使われたか示すもの。

市では、70%から80%までの範囲にあるのが望ましい。

じっしつこうさいひりつ

### (※3) 実質公債費比率

市の借金だけでなく、消防組合や水道事業所など、他団体へ支払う負担金に借金の返済金分も含まれる場合は、市の借金と同様に扱い、標準的な財政の規模に対してどのくらいの割合になっているのかを示すもの。

けんげんいじょう

### (※4) 権限移譲

国又は都道府県の事務を、住民に最も身近な市町村へ権限とともに移すこと。

ちほうぶんけん

### (※5) 地方分権

国からの権限や財源を地方公共団体（都道府県・市町村）へ移して、自主性と責任に基づき実情にあった行財政運営ができるようにすること。

がっぺいさんていがえきかん

### (※6) 合併算定替期間

合併後であっても、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに計算した普通交付税の合計金額を保障する期間のこと。

ふつこうふぜい

### (※7) 普通交付税

地方自治体の人口と面積を基準として計算される「通常必要な運営経費」に対して、「市税など通常入ってくる収入」を見込んでもお不足する分を国が税金で補てんするもの。

ピーディーシーイー

### (※8) PDCA

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の1つ。

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

ふぞくきかん

### (※9) 附属機関

市民、学識経験者、関係団体の代表者などから構成され、地方公共団体が行う事務・事業について必要な審査、審議又は調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される機関。

ぎょうせいひょうかせいど

### (※10) 行政評価制度

市が行う事務的な事業全般について、実施後の成果をもとに点検・評価を行い、見直し・改善につなげる制度。

していかんりしゃせいど

### (※11) 指定管理者制度

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を導入し、サービス向上と経費の節減を同時に図ろうとする制度。